



土田 義憲
国際教養大学客員教授
山形県出身
中央大学大学院商学研究科博士課程前期課程修了

キーワード

便益の受取と付与，受取は借方，付与は貸方，
勘定科目の変更，科目説明の修正

はじめに

本稿は，資産，負債および純資産の増減，収益と費用の発生という用語に代えて，便益の受取りと付与の用語を用いて「複式簿記の仕訳では便益の受取りを借方に，付与を貸方に配置する」と説明するために，勘定科目の説明の再検討が必要であることを述べたものである。

I 便益の受取および付与と複式簿記

個人であれ組織であれ，経済活動を営む者（以下，経済主体）は，ある物やサービスを受取る代わりに他の物やサービスを与え，あるいはお金を支払う。また，ある物やサービスを提供する（与える）代わりに他の物やサービスを受取り，あるいはお金を受取る。

お金は“物”の一つであるので，経済活動は物やサービスの受取りと付与として整理することができる。経済活動によって受取りあるいは付与する物やサービスを，本稿では「便益」と

便益の受取と付与で理解する簿記の仕訳

土田 義憲

呼ぶ。

便益を受取り，あるいは付与することによって，経済主体に属する便益は変化する。この変化を認識し，貨幣的価値で測定し，受取りと付与を同時に記録する技術が複式簿記である。

II 便益の分類

便益の受取りにはお金の受取り，お金を将来受取る権利の獲得，商品や工具，器具などの受取り，消耗品や各種サービスの受取り，などがある。

他方，付与にはお金の支払い，お金を将来支払う義務の付与，商品を将来提供する義務の付与，商品やサービスの提供などがある。

便益には様々なものがあるが，会計上はお金の流れの予測と利益計算に便利なように，資産，費用，負債，純資産，収益の5つに分類する。経済活動によって受取り，あるいは付与する便益は，このいずれかに属する。

詳細は後述するが，資産は事業活動の資源であるので，受取れば増加し，他者に付与すれば減少する。負債と純資産は会社の資産に対する債権者と株主の請求権であるので，それらを債権者もしくは株主に付与すれば，彼らの請求権は増加する。逆に，返還を受けると彼らの請求権は減少する。費用は収益を獲得するために犠牲にした物やサービスで，それらを他者から受取り消費すれば増加（発生）する。収益は提供した物やサービスで，それらを他者に提供（付与）すると増加（発生）する。

このように便益には受取ると増加し付与すると減少するもの、付与すると増加し受取ると減少するものがある。

Ⅲ 仕 訳

経済活動による便益の変化を記録するため、受取った便益と付与した便益を明らかにするのが仕訳である。

多くの簿記のテキストは、便益の変化を引起こす取引を8つに分類し「仕訳では借方に資産の増加、負債の減少、純資産の減少、費用の発生を配置し、貸方には資産の減少、負債の増加、純資産の増加、収益の発生を配置する」という解説をする。

しかし、この説明では、変化した便益が資産、負債、純資産、収益、費用のいずれに属する便益であるのかを理解していることが前提になり、さらに、借方と貸方の十数個の組合せの中から該当する組合せを探し出す必要がある。

また、なぜある便益の増加は借方で他の便益の増加は借方なのか、なぜある便益の減少は貸方で他の便益の減少は借方なのか、なぜ費用の発生は借方で収益の発生は貸方なのかを、一貫して説明することが困難である。

そこで本稿は「仕訳では受取った便益は借方、付与した便益は貸方に配置する」という解説方法を提案する。

1 説明の例

例えば、「20万円の店舗備品を購入し、代金は現金で支払った」という場合は、「20万円の店舗備品の入手」という便益の受取りと「現金20万円の支払い」という便益の付与になる。

「仕訳では受取った便益は借方に配置し、付与した便益は貸方に配置する」ので、以下のように「20万円の店舗備品の入手を借方に、現金20万円の支払いを貸方に配置する」と説明するのである。

(借方) 備 品 200,000

(貸方) 現 金 200,000

2 8取引との整合性

便益の受取りと付与による仕訳の説明は、8取引による仕訳の説明と矛盾するものではない。

すなわち、資産に属する便益は受取ると増加し付与すると減少するので、「受取りは借方、付与は貸方」という説明は「資産の増加は借方、減少は貸方」という説明と一致する。

負債に属する便益は受取ると減少し付与すると増加するので、「受取りは借方、付与は貸方」という説明は「負債の減少は借方、増加は貸方」という説明と一致する。純資産に属する便益も受取ると減少し付与すると増加するので「純資産の減少は借方、増加は貸方」という説明と一致する。

費用に属する便益は受取って消費すると発生するので、「受取りは借方」という説明は「費用の発生は借方」という説明と一致する。

最後に、収益に属する便益は付与すると発生するので、「付与は貸方」という説明は「収益の発生は貸方」という説明と一致する。

Ⅳ 勘定科目の再検討

便益と付与で仕訳を説明するには、経済活動による便益の変化が何の便益の受取りで、何の便益の付与であるのかが明確でなければならない。

各便益には、その内容を示す名称である勘定科目が付されている。しかし、現在使用されている勘定科目の中には、便益の受取りと付与を表現するには適切でないものが多数、存在する。特に、費用、純資産、収益に属する勘定科目には、便益の受取りあるいは付与とは反対の、もしくは一致しない名称と説明が見受けられる。

以下では、現在広く使用されている資産、費用、負債、純資産、収益に属する勘定科目を前

提に、便益の受取りと付与という点から勘定科目の内容説明を再検討する。

1 資産に属する勘定科目

資産に属する便益の勘定科目は、現金及びそれに類するものと、お金を支出して入手（購入）したものに分けて取上げる。前者を現金等資産、後者を費用性資産と呼ぶ。

(1) 現金等資産

現金等資産は、株主の出資や銀行等からの借入れによって、あるいは営業活動の結果によって入手した（増えた）もので、手持ちの現金や銀行等に保管されている預金のほか、お金を将来受取る権利である売掛金や受取手形、余裕資金の一時的運用である有価証券を含む。

現金等資産は、お金を受取り、あるいはお金を受取る権利を得れば（受取ると）増加し、お金を支払い、あるいはお金を受取る権利が消滅すれば減少する。

現金等資産に属する勘定科目の内容説明は、以下のようになる。

(勘定科目)	(内容説明)
現金	手持ちの現金
預金	銀行等に預けてある普通預金や定期預金など
売掛金	商品等の販売代金を将来受取ることができる権利
受取手形	販売代金を将来受取ることができる権利を証券化したもの
有価証券	転売した際にお金を受取ることができる証券

(2) 費用性資産

費用性資産は、営業活動に必要な備品など、会社が購入したもので、将来の収益獲得に貢献するものである。費用性資産の多くは顧客に物品やサービスを提供するために使用され、長期間にわたって収益獲得に貢献するが、いずれは廃棄される。費用性資産は経過的な性質を持つ

もので、時間の経過や使用にともなって費用になる。

費用性資産は、購入すれば（受取れば）増加し、使用あるいは消費すると減少する。

費用性資産には建物、機械装置、車両運搬具、工具・器具・備品などがある。商品や資材は、購入してすぐに販売あるいは消費すると費用になるが、継続的に営業活動を営むためには一定数量を手持するのが一般的である。この手持ちの商品や資材も費用性資産である。

費用性資産に属する勘定科目の内容説明は、以下のようになる。

(勘定科目)	(内容説明)
商品	将来販売するために購入した物品
資材	将来消費するために購入した物品
建物	生産や販売・管理活動に使用するために取得した建物
機械装置	生産活動に使用するために取得した機械や装置
車両運搬具	物品運搬に使用するために取得したトラック等
工具、器具、備品	生産や事務作業に使用するために取得した工具等

2 費用に属する勘定科目

費用は、収益を獲得するために購入し、すでに使用あるいは消費した物品やサービスである。これには、収益を獲得するための活動に伴って発生した（被った）損失も含まれる。

前述した費用性資産も購入したものであるが、費用性資産は翌期以降の収益獲得に貢献することが明確に期待されている。これに対し費用は、すでに使用あるいは消費したものであり、将来の収益獲得に貢献することが明確には期待できないものである。

費用は、物品やサービスを購入し消費すると、あるいは損失を被ると増加する。

費用には顧客に販売した商品を取得した際に負担した価値を示す売上原価、支払給料や支払電話料、電気・水道・ガス代、借家の支払家

賃、電車・バス・タクシーなどの利用のための交通費などがある。

費用に属する勘定科目の内容説明は、以下のようになる。

(勘定科目)	(内容説明)
売上原価	購入した商品のうち、すでに顧客に販売した商品
資材費	購入した資材のうち、すでに消費した資材
支払給料	従業員から受取った勤労サービス
支払家賃	家主から受取った建物を使用する権利
減価償却費	建物や機械装置などの使用で得たサービス
水道光熱費	消費した電気、ガス、水道等のサービス
通信費	利用した電話等の通信サービス
旅費交通費	利用した電車、バス、タクシー等の輸送サービス
広告宣伝費	受取った広告宣伝等のサービス
支払利息	貸主から受取ったお金を使用する権利

3 負債に属する勘定科目

負債は、お金を将来支払わなければならない義務である。負債には、物品やサービスを信用取引で購入した場合の代金支払義務である営業債務（会計上は“買掛金”，“未払金”，“支払手形”など）、金融機関等に対する借入金の返済義務（会計上は“短期借入金”，“長期借入金”など）、将来において物品やサービスを提供する義務である前受収益がある。

負債は、信用取引によってお金の支払義務を負い（お金を支払う約束を与える）、借入れによって返済義務を負い（借りたお金を返済する約束を与える）、あるいは将来において物品やサービスを提供する義務を負う（物品やサービスを提供する約束を与える）と増加し、お金を支払って支払義務もしくは返済義務の解除を受け、あるいは物品やサービスを提供して提供義務の解除を受けると減少する。

負債に属する勘定科目の内容説明は、以下のようになる。

(勘定科目)	(内容説明)
買掛金	商品や資材などの購入代金を将来支払う義務
未払金	備品等の購入代金を将来支払う義務
支払手形	購入代金を将来支払う義務を証券化したもの
未払法人税等	法人税等を支払う義務
借入金	金融機関等からの借入金を返済する義務
前受収益	物品やサービスを提供する義務

4 純資産に属する勘定科目

純資産は、資産と負債の差額である。主なものは、資金の拠出（出資）に対して株主に付与した持分（いわゆる“資本金”）と会社が過去に獲得した利益の累積（いわゆる“繰越利益剰余金”）である。これらは“株主持分”と呼ばれる。株主持分は、株主が会社の財産に対して有する請求権である。

資本金は、株主に持分（株式）を付与すると増加し、拠出を受けたお金を株主に返還し、それに相当する持分の返却を受けると減少する。

繰越利益剰余金は、会社に利益があると増加し、損失があると減少する。株主に配当を支払った場合も繰越利益剰余金は減少する。

繰越利益剰余金は株主持分に属するので、繰越利益剰余金が増加すると株主持分も増加し、減少すると株主持分も減少する。

純資産に属する勘定科目の内容説明は、以下のようになる。

(勘定科目)	(内容説明)
資本金	株主に付与した持分
繰越利益剰余金	会社が過去に稼得した利益の留保累積分（当期利益を含む）

5 収益に属する勘定科目

収益は、営業活動で他者に提供した物やサービスで、会社にお金の流入をもたらす。収益は、顧客や他の者に物品やサービスを提供する

と増加する。

収益には顧客に提供した物品やサービスの価値を示す売上高、銀行預金の利息などがある。

負債である借入金や前受収益も会社にお金の流入をもたらすが、同時に、将来においてお金を返済し、あるいは物品やサービスを提供する義務をもたらす。しかし、収益は、すでに物品やサービスを提供した結果なので、将来におけるお金の返済義務や物品・サービスの提供義務は発生しない。

収益に属する勘定科目の内容説明は、以下のようになる。

(勘定科目)	(内容説明)
売上高	顧客に提供した物品やサービス
受取利息	預ける又は貸付けによって他者に与えたお金の使用権
受取配当	株式の保有によって他者に与えたお金の使用権
受取地代	借主に与えた土地を使用する権利
受取家賃	借主に与えた建物を使用する権利

V 受取・付与と仕訳の例示

前述したように、便益は受取ると増加するものもあるし減少するものもある。また、付与すると増加するものもあるし減少するものもある。

それにもかかわらず、便益の増加もしくは減少にとらわれることなく、「簿記の仕訳では受取った便益は借方、付与した便益は貸方に配置する」と解説することができる。

このルールにもとづいて仕訳をするには、経済活動によって何の便益を受取り、何の便益を付与したのかを識別しなければならない。それは「何を受取ったからお金を支払うのか」「何を与えたからお金を受取るのか」を理解することである。

1 経済活動の例

以下に、ある会社の①～⑰の活動を例に、

「受取った便益を借方、付与した便益を貸方」に配置する仕訳の例を示す。

- ① 株主が出資したお金300万円を受取り、株式を発行する
- ② 銀行から借入れたお金100万円を受取る
- ③ 5年間使用できる店舗備品を20万円で購入し、代金を支払う
- ④ 30万円の資材を購入し、代金を支払う
- ⑤ 代金を1か月後に支払う約束で資材15万円分を購入する
- ⑥ 資材の購入代金15万円を支払う
- ⑦ 従業員に給料10万円を支払う
- ⑧ 建物の賃借料8万円を支払う
- ⑨ 1か月後にサービスを提供する約束をし、代金20万円を受取る
- ⑩ 約束していた20万円分のサービスを顧客に提供する
- ⑪ 顧客にサービスを提供し、代金50万円を受取る
- ⑫ 代金を1か月後に受取る約束で顧客に30万円分のサービスを提供する
- ⑬ 顧客からサービス提供の代金30万円を受取る
- ⑭ 店舗備品を使用したので4万円の減価償却をする
- ⑮ 借入金の利息5万円を支払う
- ⑯ 株主に10万円を配当する
- ⑰ 借入金100万円を返済する

2 仕訳の例

上記の経済活動によって会社が受取る便益と付与する便益を識別し、仕訳すると以下のようになる。

(1) 出資金の受取り

「株主から300万円の出資金を受取り、株式を発行した」という場合、「300万円の現金の入手」という便益の受取りと「300万円分の株式の発行」という便益の付与になる。

前述したように、仕訳では受取った便益は借方に配置し、付与した便益は貸方に配置するので、以下のように現金300万円の入手を借方に、株式300万円分の発行を貸方に配置する。発行した株式は資本金の勘定科目で表示する。したがって仕訳は以下ようになる。

(借方) 現 金 3,000,000
(貸方) 資 本 金 3,000,000

これで「3,000,000円の出資金を受取り、株式を発行した」ということが理解できる。

(2) 借 入 れ

「銀行から借入れたお金100万円を受取る」という場合、「100万円の現金の入手」という便益の受取りと「100万円を返済する義務の負担」という便益の付与になる。

仕訳では受取った便益は借方に配置し、付与した便益は貸方に配置するので、以下のように現金100万円の入手を借方に、100万円の返済義務の負担を貸方に配置する。返済義務は借入金勘定科目で表示する。

(借方) 現 金 1,000,000
(貸方) 借 入 金 1,000,000

(3) 店舗備品の購入

「店舗備品を20万円で購入し、代金を支払う」という場合、すでに取上げたように「20万円の店舗備品の入手」という便益の受取りと「現金20万円の支払い」という便益の付与になり、仕訳では備品20万円の入手を借方に、現金20万円の支払いを貸方に配置する。

(借方) 備 品 200,000
(貸方) 現 金 200,000

(4) 資材の購入

「30万円の資材を購入し、代金を支払う」という場合、「30万円分の資材の入手」という便益の受取りと「現金30万円の支払い」という便益の付与になる。

仕訳では受取った便益は借方に配置し、付与した便益は貸方に配置するので、以下のように資材30万円の入手を借方に、現金30万円の支払いを貸方に配置する。

(借方) 資 材 300,000
(貸方) 現 金 300,000

(5) 掛での資材購入

「代金を1か月後に支払う約束で資材15万円分を購入する」という場合、「15万円分の資材の入手」という便益の受取りと「1か月後に15万円を支払う義務の負担」という便益の付与になる。

仕訳では受取った便益は借方に配置し、付与した便益は貸方に配置するので、以下のように資材15万円の入手を借方に、15万円の支払義務の負担を貸方に配置する。代金を支払う義務は買掛金の勘定科目で表示する。

(借方) 資 材 150,000
(貸方) 買 掛 金 150,000

(6) 買掛金の支払い

「資材の購入代金15万円を支払う」という場合、代金の支払いにより支払義務は消滅する。支払義務が消滅したのは、支払義務の解除を受けたからである。

したがってこの場合は、「15万円の支払義務の解除」という便益の受取りと「現金15万円の支払い」という便益の付与になる。

仕訳では受取った便益は借方に配置し、付与した便益は貸方に配置するので、以下のように15万円を支払う義務の解除を借方に、現金15万円の支払いを貸方に配置する。

(借方) 買 掛 金 150,000
(貸方) 現 金 150,000

(7) 給料の支払い

「従業員に給料10万円を支払う」という場合、従業員から勤労サービスの提供を受けたので、

替りにお金を10万円支払うということである。

したがってこの場合は「従業員から10万円分の勤労サービスの入手」という便益の受取りと「現金10万円の支払い」という便益の付与になる。

仕訳では受取った便益は借方に配置し、付与した便益は貸方に配置するので、以下のように10万円分の勤労サービスの入手を借方に、現金10万円の支払いを貸方に配置する。勤労サービスの入手は支払給料の勘定科目で表示する。

(借方) 支払給料 100,000
(貸方) 現金 100,000

(8) 家賃の支払い

「建物の賃借料8万円を支払う」という場合、借りた建物を自由に使用する権利を入手した見返りにお金を8万円支払うということである。

したがってこの場合は「建物を使用する権利8万円分の入手」という便益の受取りと「現金8万円の支払い」という便益の付与になる。

仕訳では受取った便益は借方に配置し、付与した便益は貸方に配置するので、以下のように建物を使用する権利8万円分の入手を借方に、現金8万円の支払いを貸方に配置する。建物を使用する権利の入手は支払家賃の勘定科目で表示する。

(借方) 支払家賃 80,000
(貸方) 現金 80,000

(9) サービス料の前受け

「1か月後にサービスを提供する約束をし、代金20万円を受取る」という場合、「現金20万円の入手」という便益の受取りと「20万円分のサービスを提供する義務の負担」という便益の付与になる。

仕訳では受取った便益は借方に配置し、付与した便益は貸方に配置するので、以下のように現金20万円の入手を借方に、20万円分のサービス提供義務の負担を貸方に配置する。サービス

の提供義務は前受収益の勘定科目で表示する。

(借方) 現金 200,000
(貸方) 前受収益 200,000

(10) 約束したサービスの提供

「約束していた20万円分のサービスを顧客に提供する」という場合、サービス提供によってサービスの提供義務は解除される。したがってこの場合は「20万円分のサービス提供義務の解除」という便益の受取りと「20万円分のサービス提供」という便益の付与になる。

仕訳では受取った便益は借方に配置し、付与した便益は貸方に配置するので、以下のように20万円分のサービス提供義務の解除を借方に、20万円分のサービス提供を貸方に配置する。サービス提供は売上高の勘定科目で表示する。

(借方) 前受収益 200,000
(貸方) 売上高 200,000

(11) サービスの提供

「顧客にサービスを提供し、代金50万円を受取る」という場合、「50万円の現金の入手」という便益の受取りと「50万円分のサービス提供」という便益の付与になる。

仕訳では受取った便益は借方に配置し、付与した便益は貸方に配置するので、以下のように現金50万円の入手を借方に、50万円分のサービス提供を貸方に配置する。

(借方) 現金 500,000
(貸方) 売上高 500,000

(12) 掛でのサービス提供

「代金を1か月後に受取る約束で顧客に30万円分のサービスを提供する」という場合、「1か月後に30万円を受取る権利の入手」という便益の受取りと「30万円分のサービス提供」という便益の付与になる。

仕訳では受取った便益は借方に配置し、付与した便益は貸方に配置するので、以下のように

1 か月後に30万円を受取る権利の入手を借方に、30万円分のサービス提供を貸方に配置する。代金を受取る権利は売掛金の勘定科目で表示する。

(借方) 売掛金 300,000
(貸方) 売上高 300,000

(13) 売掛金の回収

「顧客からサービス提供の代金30万円を受取る」という場合、代金の受取りにより受取る権利は消滅する。受取る権利が消滅したのは、受取る権利の解除を相手に与えたからである。

したがってこの場合は「30万円の現金の入手」という便益の受取りと「30万円を受取る権利の解除」という便益の付与になる。

仕訳では受取った便益は借方に配置し、付与した便益は貸方に配置するので、以下のように現金30万円の入手を借方に、30万円を受取る権利の解除を貸方に配置する。

(借方) 現金 300,000
(貸方) 売掛金 300,000

(14) 減価償却費

「店舗備品を使用したので4万円の減価償却をする」という場合、店舗備品の使用によって何らかのメリットを享受したが、その分だけ店舗備品の価値を喪失したということである。

したがってこの場合は「店舗備品の使用によるサービスの入手」という便益の受取りと「4万円分の店舗備品の価値の減少」という便益の付与になる。

仕訳では受取った便益は借方に配置し、付与した便益は貸方に配置するので、以下のように使用による4万円分のサービスの入手を借方に、4万円分の備品価値の減少を貸方に配置する。使用によるサービスの入手は減価償却費の勘定科目で表示する。

(借方) 減価償却費 40,000
(貸方) 備品 40,000

(15) 利息の支払い

「借入金の利息5万円を支払う」という場合、借りたお金を自由に使用する権利を入手した見返りにお金を5万円支払うということである。

したがってこの場合は「お金を使用する権利5万円分の入手」という便益の受取りと「現金5万円の支払い」という便益の付与になる。

仕訳では受取った便益は借方に配置し、付与した便益は貸方に配置するので、以下のようにお金を使用する権利5万円分の入手を借方に、現金5万円の支払いを貸方に配置する。お金を使用する権利の入手は支払利息の勘定科目で表示する。

(借方) 支払利息 50,000
(貸方) 現金 50,000

(16) 配当の支払い

「株主に10万円を配当する」という場合、会社は10万円分のお金を株主に返還することになる。この返還によって、株主が会社の財産に対して有する請求権の一部は消滅する。請求権が消滅したのは、請求権の解除を受けたからである。

したがってこの場合は「10万円分の株主の請求権の解除」という便益の受取りと「現金10万円の支払い」という便益の付与になる。

仕訳では受取った便益は借方に配置し、付与した便益は貸方に配置するので、以下のように10万円の株主の請求権の解除を借方に、現金10万円の支払いを貸方に配置する。配当は繰越利益剰余金の中から行われるので、株主の請求権の解除は繰越利益剰余金の勘定科目で表示する。

(借方) 繰越利益剰余金 100,000
(貸方) 現金 100,000

(17) 借入金の返済

「借入金100万円を返済する」という場合、返済によって返済義務は消滅する。返済義務が消

減したのは、返済義務の解除を受けたからである。

したがってこの場合は「100万円を返済する義務の解除」という便益の受取りと「現金100万円の支払い」という便益の付与になる。

仕訳では受取った便益は借方に配置し、付与した便益は貸方に配置するので、以下のように100万円の返済義務の解除を借方に、現金100万円の支払いを貸方に配置する。

(借方) 借入金 1,000,000
(貸方) 現金 1,000,000

おわりに

「簿記の仕訳では資産の増加、費用の発生、負債の減少、純資産の減少は借方、資産の減少、負債の増加、純資産の増加、収益の発生は借方に配置する」という説明がなされる。しかしこの説明では、なぜある便益の増加は借方で他の便益の増加は貸方なのか、なぜある便益の減少は貸方で他の便益の減少は借方なのか、なぜ費用の発生は借方で収益の発生は貸方な

か、という疑問に答えることができない。

これに対し、「便益の受取りは借方に、付与は貸方に配置する」という説明はすべての便益の受取りと付与に一貫する説明であり、多くの人に受け入れられると思われる。

そのためには、各便益の勘定科目とその内容説明は、受取った便益もしくは付与した便益が容易に理解できるものにする必要がある。特に費用、純資産、収益に属する各便益の勘定科目についてはその必要性が高い。

本稿は、その一例を示した。

参考文献

- 新版現代商業簿記（井上達雄著）中央経済社刊
 テキスト初級簿記（渡部裕亘、北村敬子、石川鉄郎編著）中央経済社刊
 Book Keeping and Accounting in a week (Roger Mason) CPI Group (UK) Ltd.
 Financial Accounting- Third Edition (Spiceland / Thomas / Herrmann)
 McGRAW-HILL INTERNATIONAL EDITION